

旭川市認知症予防事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年度旭川市認知症予防事業実施業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、参加要件及び審査内容等は、次のとおりとする。

第1 目的

市内に居住する高齢者の地域における自主的な介護予防活動を促進することを目的とした本事業を適正かつ円滑に実施する業務の受託を希望する法人を募集し、受託候補者を特定する。

第2 業務概要

1 業務名

令和8年度旭川市認知症予防事業実施業務

2 業務内容

別に定める旭川市認知症予防事業実施要綱及び令和8年度旭川市認知症予防事業実施業務仕様書によるものとする。

3 履行期間

別紙1「令和8年度旭川市認知症予防事業実施業務 履行期間一覧」のとおり

4 委託料の目安

この業務に係る委託料は、公募の日においておおむね4,754,000円（全6会場の合計金額。消費税及び地方消費税の額を含む。）を見込んでいることから、業務委託料の積算にあたっては、これを参考とすること。

なお、本業務の契約締結は、令和8年度予算が成立し、配当されることを条件とする。

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係

電話 0166-25-5273

FAX 0166-29-6404

e-mail chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、旭川市内に事業所を有する法人で、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 第5において規定する参加表明書の提出日において、旭川市内における高齢者の認知症予防に係る指導業務の実績が1年以上ある者であること。

- (2) 参加表明書の提出日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 参加表明書の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定を、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 参加表明書の提出日において、市税の滞納がない者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの
- ウ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分
- エ 納税証明書（市税に滞納がないことの証明）※3か月以内のもの

(2) 提出期限 令和8年1月16日（金）午後5時まで

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参によること。郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年1月20日（火）までに次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあっては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあっては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) (1)のイの通知を受けた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
- ア 提出期間 令和8年1月22日（木）午後5時まで
- イ 提出場所 第3に同じ
- ウ 提出方法 持参によること。郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年1月26日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書及び企画提案書別紙（以下「企画提案書等」という。）作成要領
企画提案書等を提出する者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

- (1) 法人に関する項目
- 受託を希望する理由
 - 介護予防の取組に関する知識及び実績等
 - 介護予防事業における本事業の意義
 - 法人として、サービスの質の向上に向けて日頃から取り組んでいること
- (2) 実施内容について
- プログラム提案内容（介護予防に関する講話及び参加者交流プログラム）
 - 楽しく参加でき、参加者同士の交流を促すための工夫点
 - 認知機能が低下した参加者に配慮する点
 - 教室運営にあたり、参加者の状況に応じ、達成感が得られるようにする工夫点
 - 参加者が介護予防活動を自主的に継続できるような工夫及び働きかけ等
 - 自主化に向けて、地域包括支援センターと連携して実施する支援内容
- (3) 安全管理体制等について
- 参加者の健康状態等の把握のために実施すること
 - 事故発生時及びその後の対応について

2 提出書類

企画提案書等を6部（原本1部、写し5部）

3 企画提案書等の交付

- (1) 交付場所 第3に同じ。
- (2) 交付期間 令和8年1月6日（火）から1月27日（火）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) その他 旭川市ホームページからのダウンロードによる取得も可能とする。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d083112.html>

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年1月28日（水）午後5時まで
- (2) 提出先 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参によるものとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。
- (4) 提出部数 6部（1部を原本とし、5部をその写しとする。書類がカラーの場合は、写しもカラーとする。）

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 企画提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出するものとする。
 - ア 提出書類 質疑応答書（様式3）
 - イ 提出期間 令和8年1月6日（火）から1月27日（火）まで（持参の場合は、当該期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。）
 - ウ 提出先 第3に同じ。
 - エ 提出方法 持参、ファクシミリのいずれかの方法によること。
- (2) 質問の回答は、質問者に対し、電子メール又はファクシミリにより回答するものとする。また、併せて、旭川市長寿社会課ホームページにおいて当該回答内容を公表するものとする。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格するものとする。

- (1) 第4の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の

条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、旭川市認知症予防事業実施業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査項目及び評価基準

企画提案書等により、次の審査項目について、別紙2で示す評価基準に基づき、審査及び評価を行う。なお、企画提案書等の記載内容に疑義がある場合、市は企画提案者に対して個別に確認を行う。

- (1) 法人に関する項目
- (2) 実施内容について
- (3) 安全管理体制等について

3 受託候補者の特定

審査会において、2の審査及び評価基準により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、評価点の合計が基準点（210点）に達した者のうち、最も評価点の高い者を受託候補者として特定する。

なお、この評価点については、審査項目ごとに最高点及び最低点を付けた委員の点数を除くものとし、同一の審査項目において最高点又は最低点を付けた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

また、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

4 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。
 - ア 受託候補者
 - イ 評価点
 - ウ 受託候補者にあっては、今後の契約手続に関すること
 - エ 受託候補者とならなかつた者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 受託候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができるものとする。
 - ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内の日までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものを受け付けない。

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年3月27日（金）までに説明を求めた者に対し、理由説明書を送付する。

5 審査結果の公表

市は、受託候補者を特定したとき、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点
- (3) 受託候補者の特定の理由

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

市長は、受託候補者と当該業務について合意の上、教室開催業務分（16回分）及びフォローアップ業務分（1回分）のそれぞれについて見積書を徴収し、いずれも予定価格の範囲内であった場合にのみ、随意契約の方法により契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。

なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合においても、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第24条各号の規定に該当する場合は免除するものとする。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

教室開催業務に係る分は前金払（2回払）とし、フォローアップ業務に係る分は実績に基づく後払（1回払）とする。ただし、自主化に至らず、フォローアップ業務を行わなかった場合は、フォローアップ業務に係る支払は行わないこととする。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、参加表明書等の提出期限までに参加申込みがない場合は、別途追加募集等を行う。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書等の提出	令和8年1月6日（火）から1月16日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出要請	令和8年1月20日（火）
企画提案書等の提出	令和8年1月28日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
審査結果の通知	令和8年2月下旬
受託候補者の見積合せ	令和8年3月下旬
契約締結	令和8年4月上旬

第12 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類等は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

令和8年度旭川市認知症予防事業実施業務 履行期間一覧

別紙1

実施会場	開催期間		履行期間	
	始期	終期	始期※1	終期※2
中央地区集会所	令和8年5月26日	令和8年9月15日	令和8年5月12日	令和8年10月15日
天理教東旭川分教会	令和8年5月28日	令和8年10月1日	令和8年5月14日	令和8年10月30日
春光台地区センター	令和8年5月29日	令和8年9月18日	令和8年5月15日	令和8年10月16日
第2永山団地集会所	令和8年11月4日	令和9年2月24日	令和8年10月21日	令和9年3月24日
つくも会館	令和8年11月5日	令和9年3月4日	令和8年10月22日	令和9年3月31日
東光千代田二町内会館	令和8年11月6日	令和9年2月26日	令和8年10月23日	令和9年3月26日

※1 履行期間の始期は、事業の開催開始前に脳トレ資料及び実施計画書の作成や参加者への関係書類の郵送等の業務を行う必要があることから、初回開催日の2週間前(14日前)の日とする。

※2 履行期間の終期は、実施報告書の提出期限日としている最終開催日から30日後の日とする。ただし、提出期限日が休日の場合は、その休日の前の日とし、最終日が3月の場合は、3月31日とする。

評価基準

企画提案者名 : _____

審査項目	評価割合	評価点	評価及び評価点数				
			極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1 法人に関する項目	40／100						
応募の動機は適切であり、意欲は十分か	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
高齢者に対する介護予防の取組に関する経験及び実績は十分か	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
本事業の趣旨を理解しているか	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
法人として、サービスの質の向上に向けて日頃から取り組んでいるか	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
小計 1							/40
2 実施内容について	40／100						
事業申込者のニーズに基づいた支援を行うための打合せに配慮できているか	15点		15・14・13	12・11・10	9・8・7	6・5・4	3・2・1・0
指導を行うプログラムの内容は適切か	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
住民主体の通いの場の参加者が指導内容を自分たちで継続するための指導内容及び配付資料について配慮できているか	15点		15・14・13	12・11・10	9・8・7	6・5・4	3・2・1・0
小計 2							/40
3 安全管理体制等について	20／100						
参加者の健康状態等の把握とそれに合わせたプログラムの立案について配慮できているか	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
事故発生時及びその後の対応についての緊急体制が整備されているか	10点		10・9	8・7	6・5	4・3	2・1・0
小計 3							/20
合計 (小計 1 + 小計 2 + 小計 3)	100/100						/100

委員氏名 :